



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 11 日(金)
号外第 109 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例 (56) (税務課) 5
	鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例 (57) (子ども発達支援課) 13
	鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例 (58) (医療指導課) . . . 14
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (59) (立地戦略課) 16
	とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (60) (経済産業総室) 20
	鳥取県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (61) (河川課) 21
	鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (62) (会計指導課) 22

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、審議会の委員の定数等を地方公共団体が定めるとされたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり審議会の委員の数等を条例に規定する。

審議会等の名称	条例に規定する事項	条例に規定する事項の内容	
		現行	改正後
ア 鳥取県固定資産評価審議会	委員の数	(12人以内)	9人以内
イ 鳥取県社会福祉審議会	委員の数	(35人以内)	26人以内
ウ 鳥取県介護保険審査会	公益を代表する委員の数	15人	9人
	介護認定等に関する処分に対する審査請求を取り扱う合議体を構成する委員の数	(3人)	3人
エ 鳥取県青少年問題協議会	委員の任命の基準	(議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから任命)	青少年問題に関する学識経験のある者のうちから任命
	会長の資格	(知事)	委員の互選により定める
	委員の数	25人以内	20人以内
オ 鳥取県麻薬中毒審査会	委員の数	(5人)	5人以内
カ 鳥取県交通安全対策会議	委員のうち部内の職員の数	7人	5人
	委員のうち知事が必要と認めて任命する者の数	—	5人
	委員のうち知事が必要と認めて任命する者の任期	—	2年
キ 鳥取県土地利用審査会	委員の数	(7人)	7人
ク 鳥取県社会教育委員	委員の委嘱の基準	(学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱)	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱
ケ 鳥取県留置施設視察委員会	委員の任期	(1年)	1年

備考 () 内は、法令に規定されていた内容である。

(2) 鳥取県社会福祉審議会条例について、専門の事項を審議するために4つの専門分科会を設置していることを明らかにする。

(3) 鳥取県青少年問題協議会条例について、会議の招集、定足数、部会の設置等、協議会の運営に関し必要な事項を定める。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。ただし、(1)のイ及びオ並びに(2)に関する事項の施行期日

は、公布日とする。

イ 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。

◇鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

障害児通所支援の事業の人員等の基準を定めるに当たって、参酌等をすべき国の基準が改正され、一定の要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害児に対し通いサービスを提供するときは、基準該当通所支援事業の基準を満たしているものとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準該当通所支援事業の人員等の基準については、生活介護又は通所介護を行う事業者と同じく、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

薬事法が一部改正され、薬事法による立入調査等の権限が拡大されたことに伴い、条例による立入調査等の権限について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物又はこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができるとし、収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対しては、20万円以下の罰金刑を科する。
- (2) 薬事法により立入調査等を行うことができる場合を条例による立入調査等の対象から除く等の所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内経済の活性化に資するため、中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業への補助率を引き上げる等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）に対する企業立地事業補助金の補助率を100分の30（現行 投下固定資産額20億円まで100分の10、20億円超100分の15）に引き上げる。
- (2) 特定製造業を情報通信関連雇用事業補助金の補助対象に加える。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇とっとりバイオフィロンティアの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定管理者における人材の確保及び管理運営の効率化を図るため、指定管理者の管理の期間を延長する。

2 条例の概要

- (1) とっとりバイオフィロントニアについて、指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県流水占用料等徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

河川法が一部改正され、従属発電のための流水の占用について許可に代えて登録で足りるとされたことに伴い所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 流水占用料等を徴収する者に、流水の占用の登録を受けた者を加える。
- (2) 施行期日は、河川法の一部改正の施行日とする。

◇鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

県税の延滞金の割合の特例が見直されたことに伴い、分担金等及び占用料等の延滞金の割合を改める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県延滞金徴収条例の一部改正

- ア 延滞金の割合を年14.6パーセント（現行 年14.5パーセント）（督促状に指定した期日までの期間については年7.3パーセント（現行 年7.25パーセント））に改める。
- イ 当分の間、延滞金の割合を特例基準割合（租税特別措置法の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）とする。

(2) 鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正

- ア 当分の間、延滞金の割合を特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合（督促状に指定した期日までの期間については、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合）とする。
- イ 条例の題名を改める等の所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、平成26年1月1日とする。
- イ 鳥取県国有地使用料徴収条例について、所要の規定の整備を行う。
- ウ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

(鳥取県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県固定資産評価審議会条例（昭和37年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第5項</u>の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(組織)</u> 第2条 <u>審議会は、委員9人以内で組織する。</u></p> <p>(任期) 第3条 略</p> <p>(会長) 第4条 略</p> <p>(会議) 第5条 略</p> <p>(運営の細目) 第6条 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第401条の2第6項</u>の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(任期) 第2条 略</p> <p>(会長) 第3条 略</p> <p>(会議) 第4条 略</p> <p>(運営の細目) 第5条 略</p>

(鳥取県社会福祉審議会条例の一部改正)

第2条 鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45</p>

<p>号) <u>第7条から第12条まで並びに社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条及び第3条に定めるもののほか、鳥取県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(調査審議事項の特例) 第2条 略</p> <p><u>(組織)</u> 第3条 <u>審議会は、委員26人以内で組織する。</u></p> <p>(任期) 第4条 略</p> <p>(委員長の職務の代理) 第5条 略</p> <p>(会議) 第6条 略</p> <p>(専門分科会) 第7条 <u>審議会に、社会福祉法第12条第2項の規定により読み替えて適用する同法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。</u></p> <p><u>2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</u></p> <p><u>3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>4 略</u> <u>5 略</u></p> <p>(庶務) 第8条 略</p> <p>(雑則) 第9条 略</p>	<p>号) <u>第7条第1項の規定に基づく鳥取県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(調査審議事項の特例) 第2条 略</p> <p>(任期) 第3条 略</p> <p>(委員長の職務の代理) 第4条 略</p> <p>(会議) 第5条 略</p> <p>(専門分科会) 第6条 <u>審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。</u></p> <p><u>2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>3 略</u> <u>4 略</u></p> <p>(庶務) 第7条 略</p> <p>(雑則) 第8条 略</p>
--	---

(鳥取県介護保険審査会条例の一部改正)

第3条 鳥取県介護保険審査会条例(平成11年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(委員の定数) 第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、<u>9人</u>とする。 <u>2 介護保険法第189条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。</u></p> <p>(会長) 第3条 略 2 審査会(介護保険法第189条第1項又は第2項の合議体を含む。)は、会長が招集する。</p>	<p>(公益を代表する委員の定数) 第2条 審査会の公益を代表する委員の定数は、<u>15人</u>とする。</p> <p>(会長) 第3条 略 2 審査会は、会長が招集する。</p>
---	--

(鳥取県青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第4条 鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置) 第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、鳥取県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p><u>(所掌事務)</u> 第2条 <u>協議会は、法第2条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。</u></p> <p><u>(1) 鳥取県青少年健全育成条例(昭和55年鳥取県条例第34号)第11条の2第4項、第14条及び第14条の2第2項の規定により、知事に意見を述べること。</u></p> <p><u>(2) 鳥取県青少年健全育成条例第11条の2第5項の規定による報告を受けること。</u></p> <p><u>(3) その他鳥取県青少年健全育成条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。</u></p> <p>(組織) 第3条 協議会は、委員<u>20人以内</u>で組織する。 2 <u>委員は、青少年問題に関する学識経験がある者のうちから、知事が任命する。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は</p>	<p>(設置) 第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第2条に規定する事務及び<u>条例の規定によりその権限に属させられた事務を行わせるため、鳥取県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</u></p> <p>(組織) 第2条 協議会は、委員<u>25人以内</u>で組織する。</p> <p><u>(学識経験者である委員)</u> 第3条 <u>学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員によ</u></p>

<p>現任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>(会長)</p> <p><u>第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>(専門委員)</p> <p><u>第6条 略</u></p> <p>2 専門委員は、<u>専門事項に関する学識経験がある者</u>のうちから、知事が任命する。</p> <p><u>3 専門委員は、その者の任命に係る専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p><u>2 協議会は、委員及び議事に関する専門委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>3 協議会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(部会)</p> <p><u>第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。</u></p> <p><u>3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。</u></p> <p><u>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</u></p> <p><u>5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</u></p> <p><u>6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</u></p>	<p>り任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>2 <u>前項の委員は、再任されることができる。</u></p> <p>(会長)</p> <p><u>第4条 会長は、会務を総理する。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>(専門委員)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>2 専門委員は、<u>関係行政機関の職員及び学識経験があるもの</u>のうちから、知事が任命し又は委嘱する。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。</u></p>
--	--

(鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部改正)

第5条 鳥取県麻薬中毒審査会条例（昭和61年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）第58条の13及び麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第13条に定めるもののほか、鳥取県麻薬中毒審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	
<p><u>(設置)</u></p> <p>第2条 審査会は、<u>法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、置くものとする。</u></p>	<p>鳥取県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定に基づき、同法第58条の8第3項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、置くものとする。</p>
<p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。</p>	

(鳥取県交通安全対策会議条例の一部改正)

第6条 鳥取県交通安全対策会議条例（昭和45年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号。以下「法」という。）第17条第5項の規定に基づき、鳥取県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第17条第5項の規定に基づき、鳥取県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p><u>(委員及び特別委員)</u></p> <p>第3条 <u>次に掲げる委員の定数は、それぞれに定めるとおりとする。</u></p>	<p><u>(委員及び特別委員)</u></p> <p>第3条 <u>部内の職員のうちから指名される委員並びに市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、それぞれ7人以内及び3人とする。</u></p>
<p>(1) <u>法第17条第3項第4号に掲げる委員 5人以内</u></p> <p>(2) <u>法第17条第3項第6号に掲げる委員 3人</u></p> <p>(3) <u>法第17条第3項第7号に掲げる委員 5人以内</u></p>	

<p>2 <u>法第17条第3項第6号及び第7号に掲げる委員の</u> 任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。 3～6 略</p>	<p>2 <u>市町村長及び消防機関の長のうちから任命される</u> 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。 3～6 略</p>
---	---

(鳥取県土地利用審査会条例の一部改正)

第7条 鳥取県土地利用審査会条例（昭和49年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(組織) 第2条 <u>審査会は、委員7人で組織する。</u></p> <p>(委員の任期) 第3条 略</p> <p>(会長) 第4条 略</p> <p>(会議) 第5条 略</p> <p>(雑則) 第6条 略</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(委員の任期) 第2条 略</p> <p>(会長) 第3条 略</p> <p>(会議) 第4条 略</p> <p>(雑則) 第5条 略</p>

(鳥取県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和24年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条</u> <u>第1項の規定に基づき、鳥取県社会教育委員（以下</u> <u>「委員」という。）を置く。</u></p> <p>(委嘱の基準) 第2条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家</u> <u>庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験</u> <u>のある者の中から委嘱する。</u></p> <p>(定数) 第3条 略</p>	<p>第1条 <u>社会教育法第15条の規定に基づき、鳥取県社</u> <u>会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</u></p> <p>第2条 略</p>

<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、補欠委員の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>2 委員は、<u>再任される</u>ことができる。</p>	<p>第3条 委員の任期は<u>2年</u>とする。但し補欠委員の任期は<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p><u>前項の任期は教育委員会の委嘱の日から起算する。</u></p>
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、委員に<u>関し必要な事項は、委員の意見を聴いて、教育委員会</u>が定める。</p>	<p>第4条 教育委員会は、委員が次の各号の一に該当するときは、委員を解嘱することができる。</p> <p>(1) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</u></p>

(鳥取県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第9条 鳥取県留置施設視察委員会条例（平成19年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第4項</u>の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数及び任期<u>その他委員会の組織及び運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>委員の任期は、1年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第6項</u>の規定に基づき、鳥取県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定数等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>

名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号） <u>第2条</u> に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号） <u>第1条</u> に規定する事項
略		略	

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第57号

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに<u>指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護</u></p> <p>(2) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護</u></p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、別表第1の1の表<u>従業者の配置の項第5号及び3の表従業者の配置の項第5号に掲げる基準とする。ただし、障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに<u>当該基準のうち法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第58号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>規則で定める正当な理由がある場合を除き、</u>知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。</p> <p>(2) <u>規則で定める正当な理由がある場合を除き、</u>知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。</p> <p>(3) <u>医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により行う場合を除き、</u>知事指定薬物の広告を行うこと。</p> <p>(4) <u>規則で定める正当な理由がある場合を除き、</u>大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含む、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、<u>関係者に質問させ、若しくは大臣指</u></p>	<p>(製造等の禁止)</p> <p>第11条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。 <u>ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。</p> <p>(2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列すること（県の区域外における販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を含む。）。</p> <p>(3) 知事指定薬物の広告を行うこと。</p> <p>(4) 大臣指定薬物又は知事指定薬物を販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で購入し、受領し、又は所持する場合を含む、販売又は授与の目的で貯蔵し、又は陳列する場合を除く。）。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為<u>若しくは薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）</u>を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他</p>

<p><u>定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により立入調査、<u>質問又は収去</u>を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(警告)</p> <p>第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に<u>違反した者に対し、これらの規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）を行わないよう警告を発することができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査<u>若しくは収去</u>を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、<u>若しくは関係者に質問させる</u>ことができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査<u>又は質問</u>を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(警告)</p> <p>第13条 知事は、第11条又は薬事法第76条の4若しくは第76条の5の規定に<u>違反して禁止行為を行った者に対し、当該禁止行為を行わないよう警告を発することができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第19条 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第59号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信関連雇用事業 <u>専用通信回線を利用する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p><u>ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）</u></p> <p><u>イ 前号イからエまでに掲げる事業</u></p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>(企業立地等事業の認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、<u>特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする <u>特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(事業実施者の責務)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信関連雇用事業 <u>前号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>(企業立地等事業の認定)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 知事は、前条第2号イからエまでに掲げる事業 <u>(専用通信回線を利用して行うものに限る。)</u>の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする <u>前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。</u></p> <p>3～6 略</p> <p>(事業実施者の責務)</p>

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
情報通信関連 雇用事業補助 金	情報通信関連雇用事 業補助金に係る特定 製造業又は第2条第 2号イからエまでに 掲げる事業	略
略		

2 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企 業 立 地 事 業	第2条第2号アに掲げる事業 (1) 投資額が1億円（県内中小企業にあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。	(1) <u>特定製造業</u> にあつては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。） <u>ア 投下固定資産額</u> （別表第2の1の項に該当する場合にあつては、 <u>投下環境有益固定資産額</u> を除く。（2）及び（3）において同じ。）に100分の30を乗じて得た額 <u>イ 初年度賃借料</u> に100分の50を乗じて得た額 (2) <u>特定製造業以外の事業</u> で常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

略		
情報通信関連 雇用事業補助 金	情報通信関連雇用事 業補助金に係る第2 条第2号イからエま でに掲げる事業	略
略		

2 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企 業 立 地 事 業	第2条第2号アに掲げる事業 (1) 投資額が1億円（県内中小企業にあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。	(1) 常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）

			<p>ア 投下固定資産額を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア・イ 略</p>
略			
情報通信	特定製造業	常時雇用労働者が10人以上増加すること。	略
関連雇用事業	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	
略			
備考 略			
別表第2 (第5条関係)			
略			
2 次のいずれかに該当		略	

			<p>ア 投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合にあつては、投下環境有益固定資産額を除く。(2)において同じ。)を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2) (1)以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア・イ 略</p>
略			
情報通信			略
関連雇用事業	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。	
略			
備考 略			
別表第2 (第5条関係)			
略			
2 次のいずれかに該当		略	

<p>する事業であって、知事が特に認めるもの</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として<u>位置付け、戦略的に推進している事業</u>(特定製造業を除く。)</p> <p>(2)～(4) 略</p>		<p>する事業であって、知事が特に認めるもの</p> <p>(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として<u>位置付けたもの</u>(<u>戦略的に推進するものに限る。</u>)に関する事業</p> <p>(2)～(4) 略</p>	
<p>略</p>		<p>略</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第60号

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

とっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にとっとりバイオフィロントニアの設置及び管理に関する条例第3条の規定による知事の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

鳥取県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県流水占用料等徴収条例（平成12年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(流水占用料等の徴収) 第2条 知事は、法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。 2 略	(流水占用料等の徴収) 第2条 知事は、法第23条から第25条までの許可を受けた者から、別表に定めるところにより、流水占用料等を徴収する。 2 略

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第62号

鳥取県延滞金徴収条例及び鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(鳥取県延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県延滞金徴収条例(昭和27年鳥取県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前				
<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセントの割合(督促状に指定した期日までの期間については、年7.3パーセントの割合)を乗じて計算した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p> <p>2 当分の間、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(延滞金の額)</p> <p>第3条 延滞金の額は、納入通知書に指定した期日の翌日から分担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該分担金等の金額(100円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。)に年14.5パーセント(督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てる。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 1422 391 1534">年14.6パーセントの割合</td> <td data-bbox="391 1422 774 1534">次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1534 391 1736">年7.3パーセントの割合</td> <td data-bbox="391 1534 774 1736">当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)</td> </tr> </table>	年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合	年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)	
年14.6パーセントの割合	次項に規定する特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合				
年7.3パーセントの割合	当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)				
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1・2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年7.25パー</p>				

	<p>セントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>
--	---

（鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正）

第2条 鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第2項及び第73条第2項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県が管理する道路に係る占用料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（延滞金の徴収）</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。<u>ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>（1）<u>納入通知書1通の金額が1,000円未満であるとき。</u></p> <p>（2）<u>延滞金の額が100円未満であるとき。</u></p> <p>（3）<u>滞納について知事がやむを得ない理由があると認めたとき。</u></p> <p>2 <u>延滞金の額は、納入通知書に指定した納期限の翌日から法第73条第1項に規定する負担金等の納付の日までの期間の日数に応じ、当該負担金等の金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に年14.5パーセントの割合（督促状に指定した期日までの期間については、年7.25パーセントの割合）を乗じて計算した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>3 <u>当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に</u></p>	<p><u>鳥取県道路占用料徴収条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）<u>第39条（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県が徴収する道路占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収方法については、法令その他別に定めのある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>（延滞金の徴収）</p> <p>第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の延滞金の額及びその徴収方法については、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）の規定を準用する。</u></p>

<p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントに満たない場合には、その年中に係る前項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
<p>年14.5パーセントの割合</p>	<p>次項に規定する特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合</p>
<p>年7.25パーセントの割合</p>	<p>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントを超える場合には、年7.25パーセントの割合）</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定及び第2条の規定による改正後の鳥取県道路占用料等徴収条例第6条の規定は、平成26年1月1日以後の期間に係る延滞金について適用し、同日前の期間に係る延滞金については、なお従前の例による。

(鳥取県国有地使用料徴収条例の一部改正)

- 鳥取県国有地使用料徴収条例（平成12年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外) 第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。 (1) <u>鳥取県道路占用料等徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号） (2)～(6) 略</p>	<p>(適用除外) 第5条 この条例の規定は、次に掲げる条例の規定が適用される国有地については、適用しない。 (1) <u>鳥取県道路占用料徴収条例</u>（昭和28年鳥取県条例第48号） (2)～(6) 略</p>